

新	旧	※ ポイント
<p>例①(変更なし)日野市男女平等基本条例 例②日野市女性と男性及び多様な性の平等基本条例 平成13年12月28日 条例第30号</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p><u>第1章 総則（第1条—第6条）</u></p> <p><u>第2章 性別等に起因する人権侵害の禁止等（第7条—第8条）</u></p> <p><u>第3章 男女平等の推進に関する基本施策と行動計画（第9条—第11条）</u></p> <p><u>第4章 苦情等の処理（第12条）</u></p> <p><u>第5章 日野市男女平等推進委員会（第13条—第19条）</u></p> <p><u>第6章 雜則（第20条）</u></p> <p>付則</p> <p>わが国では、日本国憲法において、法の下の平等を基本に個人の尊厳と男女平等を旨とする基本的人権が定められている。</p> <p>しかし、家父長制等の長い歴史と伝統の中で、男尊女卑の社会慣習や性別による固定的な役割分担意識が永年にわたり根強く残り、現在に至るまで政治や経済、社会、文化等のあらゆる活動において女性の活躍に幅広い制約を受けてきた。</p>	<p>日野市男女平等基本条例</p> <p>平成13年12月28日 条例第30号</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p><u>第1章 総則（第1条—第8条）</u></p> <p><u>第2章 男女平等の推進に関する基本施策と行動計画（第9条—第11条）</u></p> <p><u>第3章 苦情等の処理（第12条）</u></p> <p><u>第4章 日野市男女平等推進委員会（第13条—第19条）</u></p> <p><u>第5章 雜則（第20条）</u></p> <p>付則</p> <p>わが国では、日本国憲法において、法の下の平等を基本に個人の尊厳と男女平等を旨とする基本的人権が定められている。</p> <p>しかし、家父長制等の長い歴史と伝統の中で、男尊女卑の社会慣習や性別による固定的な役割分担意識が永年にわたり根強く残り、現在に至るまで政治や経済、社会、文化等のあらゆる活動において女性の活躍に幅広い制約を受けてきた。</p>	<p>タイトル： 【検討委員会意見】 ・男性女性の中にもいろいろなセクシュアルティの方が多い。ジェンダー平等条例、性の平等条例はどうか（英語では男女平等=Gender Equality） ・条例の目標の一つである「男女格差の解消」を考えると「男女」という表記を完全に無くすというのも悩ましい。 ・男女の標記をなくすと、男女格差が解消したかのようにも見える。そういう意味では案②はよいと思う。 ・案②について女性、男性、多様な性の順だと、多様な性がないがしろにされているようにも見えるので、2つの要素を並列にするような標記、例えば「日野市男女平等並びに多様な性の平等基本条例」はどうか。</p> <p>5 7 8 第2章を追加 性別等による差別の禁止、アウティングの禁止の条文追加</p>

新	旧	ポイント
<p>このような中、世界女性会議における成果や「女子差別撤廃条約」批准等の国際的な動きを受けて、わが国でも、<u>男女の平等</u>を目指す法整備が急速に行われ、平成11年「男女共同参画社会基本法」が制定された。</p> <p>日野市においては過去、女性を中心とする地域福祉面での意欲的かつ地道な活動をはじめ、女性センターの開設、行動計画の策定、また女性の社会参画の促進と生活文化向上を目指した「日野市女性社会事業協会」の設立を早期に実現してきた。更に平成10年9月には「男女共同参画都市」を宣言し、積極的な施策を展開している。</p> <p>しかしながら、<u>性別に起因する人権侵害や暴力、固定的な性別役割分担意識</u>やそれに基づく社会的慣行が存在しており、男女の格差解消に至るには、今もなお、課題は残されている。また、多様な性の在り方に関する理解が進んでいない現状や、性自認や性的指向などを理由とする偏見や差別などの課題も存在している。こうした課題を解消するためには、性別等に関わらず、対等な立場でともに支え合い、理解し合い、認め合うまちを目指し、市民及び事業者と連携、協力をして最優先に取り組むことが必要である。</p> <p>以上を踏まえ、<u>全ての</u>市民が人権尊重を基に<u>性別等</u>にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができ、またともに対等に参画し、その成果も責任も分かち合うまちの実現を目指して日野市はここに条例を制定する。</p> <p>第1章 総則</p>	<p>このような中、世界女性会議における成果や「女子差別撤廃条約」批准等の国際的な動きを受けて、わが国でも、<u>男女平等</u>を目指す法整備が急速に行われ、平成11年「男女共同参画社会基本法」が制定された。</p> <p>日野市においては過去、女性を中心とする地域福祉面での意欲的かつ地道な活動をはじめ、女性センターの開設、行動計画の策定、また女性の社会参画の促進と生活文化向上を目指した「日野市女性社会事業協会」の設立を早期に実現してきた。さらに平成10年9月には「男女共同参画都市」を宣言し、積極的な施策を展開している。</p> <p><u>21世紀を迎えた今日、男女平等は市民生活に根付いていない</u>状況があり、さらに少子高齢社会となった今、活力あるまちづくりに向けて、女性と男性が</p> <p>対等な立場でともに支え合い、理解し合い、認め合うまちを目指し、市民及び事業者と連携、協力をして最優先に取り組むことが必要である。</p> <p>以上を踏まえ、<u>すべての</u>市民が人権尊重を基に<u>性別</u>にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができ、またともに対等に参画し、その成果も責任も分かち合うまちの実現を目指して日野市はここに条例を制定する。</p> <p>第1章 総則</p>	<p>【検討委員会指摘事項】 第2条で「男女平等」に多様な性の概念を追加して定義するので、「男女平等等」の今までよいのか。</p> <p>1</p> <p>現状の課題(男女格差は解消されていないことや多様な性の在り方に関する差別等の課題)を明確にする。 そしてその課題を解決するための取組として、基本施策(第9条の2)に「パートナーシップ制度」を位置づける。</p> <p>【検討委員会意見】 性別ではなく性別等でよいのでは。</p>

新	旧	ポイント
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、日野市（以下「市」という。）における男女平等の推進に関する基本理念を定め、その実現に向けて市、地域における各種団体等を含む市民（以下「市民」という。）及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定め、総合的かつ計画的に推進し、もって、市民一人ひとりが男女平等の意義を理解し、<u>全ての人が</u>自らの意思と責任において家庭生活と職業生活の両立を図りつつ社会活動に参画することにより、豊かで活力ある真の男女平等社会を実現することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>男女平等 性別等にかかわらず、全ての人が個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を分かち合うことができる</u>ことをいう。</p> <p>(2) <u>性別等 男女の別だけではない多様な性の在り方（性自認や性的指向を含む）</u>をいう。</p> <p>(3) <u>性自認 自分が女性であるか男性であるか、その中間であるか、どちらでもないか、流動的であるかなど、自己の性に対する認識</u>をいう。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、日野市（以下「市」という。）における男女平等の推進に関する基本理念を定め、その実現に向けて市、地域における各種団体等を含む市民（以下「市民」という。）及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定め、総合的かつ計画的に推進し、もって、市民一人ひとりが男女平等の意義を理解し、<u>女性も男性も</u>自らの意思と責任において家庭生活と職業生活の両立を図りつつ社会活動に参画することにより、豊かで活力ある真の男女平等社会を実現することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>2 男女の性別のみならず多様な性の在り方を含める。</p> <p>3 (1) 「男女平等」に、男女の性別のみならず多様な性の在り方を含めて定義づけを行う。男女共同参画基本法第2条第1項「男女共同参画社会の形成」の定義、市条例の付則及び都内条例制定自治体の定義を参考 都内自治体の定義（参考） 以下の言葉を定義づけをしている 男女平等参画…港区、豊島区、国立市 男女平等…武蔵野市 男女平等と多様な性を尊重する社会…渋谷区 【検討委員会意見】 ・男女平等という語句をこのように定義するのは、条例改正の手法としては妥当だろう。 (2)～(4)多様な性を表す言葉の定義を追加。 </p>

新	旧	ポイント
(4) <u>性的指向</u> 恋愛や性的な関心がどの性に向くか、あるいは向かないかを表すものをいう。 (5) <u>パートナー</u> 人生を共に歩む伴侶のことをいう。 (6) <u>パートナーシップ</u> 互いをパートナーとし、互いの 人権 を尊重し、協力し合うことを約した2人の者の関係をいう。 (7) <u>配偶者等</u> 配偶者、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者、パートナー関係にある者、交際相手である者をいう。 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略	(1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略	(5)～(6)パートナーシップ制度に関する用語の定義を追加。 (7)パートナーシップ制度のパートナーの概念を配偶者等の「等」に含めるために定義づけを行う。(第7条第3項に影響)
(基本理念) 第3条 男女平等の推進は、次の基本理念に基づいて、積極的に取り組まなければならない。 (2) <u>全ての人が</u> 、自己の意思と責任により多様な生き方を選択でき、かつ、その生き方が尊重されること。 (3) <u>全ての人が</u> 、家庭、地域、職場、学校を含む教育の場その他社会のあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）に対等な <u>立場で</u> 参画し、ともに責任を分かち合うこと。	(基本理念) 第3条 男女平等の推進は、次の基本理念に基づいて、積極的に取り組まなければならない。 (2) <u>女性も男性も</u> 、自己の意思と責任により多様な生き方を選択でき、かつ、その生き方が尊重されること。 (3) <u>男女が</u> 、家庭、地域、職場、学校を含む教育の場その他社会のあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）に対等な <u>パートナーの視点で</u> 参画し、ともに責任を分かち合うこと。	2 (2)* (3)*

新	旧	ポイント
(4) 市の施策及び事業者における方針の決定過程に <u>全ての人が</u> 平等に参画する機会が確保され、その能力を十分発揮できること。 (5) <u>全ての人の性自認や又は性的指向が尊重され、誰からも干渉又は侵害を受けないこと。</u> (市の責務)	(4) 市の施策及び事業者における方針の決定過程に <u>男女が</u> 平等に参画する機会が確保され、その能力を十分発揮できること。 (市の責務)	(4)*1 委員会等の男女比の取組(第9条第2項、同条第3項)の根拠。 4 (5)前文にある課題の解消のため、ミングアウトの権利の保障やアウティングの禁止(第7条第5項)につながる文言を追加 【検討委員会意見】 「又は」ではなく「や」でよいのでは。
第4条 略 (市民の責務)	第4条 略 (市民の責務)	5 男女差別のみならず、性自認・性的指向などによる差別も含める。 (*2)
第5条 略 2 略 3 市民は、 <u>性別等による</u> 差別やセクシュアル・ハラスメント、暴力行為に対して弱者が泣き寝入りしないよう根絶に向け勇気を持った行動に努めるものとする。 (事業者の責務)	第5条 略 2 略 3 市民は、 <u>男女</u> 差別やセクシュアル・ハラスメント、暴力行為に対して弱者が泣き寝入りしないよう根絶に向け勇気を持った行動に努めるものとする。 (事業者の責務)	5 (*2) 6 男女の格差→変更しない(解消されていないため)。
第6条 略 2 事業者は、当該事務所又は事業所内に存在している <u>男女の格差</u> や <u>性別等による</u> 差別については、積極的に改善及び是正を図る等体制整備に努め、市が実施する男女平等の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。 3 略	第6条 略 2 事業者は、当該事務所又は事業所内に存在している <u>男女の格差</u> や <u>差別</u> については、積極的に改善及び是正を図る等体制整備に努め、市が実施する男女平等の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。 3 略	

新	旧	ポイント
<p>第2章 性別等に起因する人権侵害の禁止等 (性別等による権利侵害の禁止等)</p> <p>第7条 何人も、あらゆる分野において、<u>性別等</u>を理由とする権利侵害や差別的取扱いを行ってはならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 何人も、<u>配偶者等又は配偶者等であった者</u>に対して、 暴力を行使してはならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 何人も、性自認、性的指向等の公表に関して、いかなる場合も、強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。 (公衆に表示する情報に関する留意)</p> <p>第8条 略</p> <p>第3章 男女平等の推進に関する基本施策と行動計画 (基本施策)</p> <p>第9条 市は、男女平等社会を実現するため、第4条に基づき、次に掲げる基本施策を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) あらゆる分野における活動の意思決定過程において、<u>性別等を理由に</u>参画する機会の格差が生じないよう、市民及び事業者と協力する。</p>	<p>(<u>性別</u>による権利侵害の禁止等)</p> <p>第7条 何人も、あらゆる分野において、<u>性別</u>を理由とする権利侵害や差別的取扱いを行ってはならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 何人も、<u>夫婦間を含むすべての男女間</u>において、 暴力を行使してはならない。</p> <p>4 略</p> <p>(公衆に表示する情報に関する留意)</p> <p>第8条 略</p> <p>第2章 男女平等の推進に関する基本施策と行動計画 (基本施策)</p> <p>第9条 市は、男女平等社会を実現するため、第4条に基づき、次に掲げる基本施策を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) あらゆる分野における活動の意思決定過程において、<u>男女間に</u>参画する機会の格差が生じないよう、市民及び事業者と協力する。</p>	<p>第2章として多様な性の概念を含めた人権侵害の禁止を定める 第7条1(*2)</p> <p>7 3 夫婦間のみならず、パートナー同士も対象者として含める。(配偶者等の「等」にパートナーを含めるよう第2条第7号で定義づけている) 【検討委員会意見】元の条例の標記「暴力を行使してはならない」という表現が法令上の表現として違和感がある。暴力の定義が法令上あるわけではないので、具体的に何を禁止しているのか曖昧では。→(事務局)DV保護法の第1条の「配偶者からの暴力」の定義から「暴力」という言葉を捉えています。</p> <p>8 5 前文の課題の解決及び基本理念(第3条第5項)によりアウティングの禁止を追加</p> <p>9 (2)男女に限らない(*3)</p>

新	旧	10 ポイント
<p>(3) 市の設置する審議会等における委員等を委嘱し、又は任命する場合は、<u>積極的格差是正措置として第10条に定める行動計画に数値目標を定め、性別等に起因する機会の不均衡を是正するよう努める。</u></p> <p>(4) 家庭責任をもつ<u>全ての人が</u>、家庭生活及び職業生活等におけるあらゆる活動を両立できるように必要な支援を行うとともに、あらゆる分野における男女平等社会が実現されるまで、相談業務を行う。</p> <p>(5) <u>全ての人が互いの性を理解し、真のリプロダクティブ・ヘルス／ライツを理解し、互いに尊重するとともに、対等な関係のもとで、妊娠や出産についても自己決定することができるよう啓発する。</u></p> <p>(6) 男女平等社会の実現に向けた事業等を実施するとともに、市民や事業者が男女平等社会の実現に向けた自立向上を目指す<u>取組に</u>対して支援をし、また就労を目指す市民に対し積極的に支援をする。</p> <p>(7) 子どもたちが、<u>性別等に関わらず</u>、持てる能力を十分に伸ばし、将来に向け、社会のどの分野においても活躍できるような教育環境を整える。</p> <p>(8) <u>あらゆる暴力の根絶に努め、配偶者等から暴力被害を受けたことによる緊急保護の要請が生じた場合は、二次的被害が起きないよう十分配慮するとともに、被害者の身の安全確保を図り、一時的に保護する等の支援等に努め、また<u>加害者を暴力の連鎖から解き放つための支援にも努める。</u></u></p>	<p>(3) 市の設置する審議会等における委員等を委嘱し、又は任命する場合は、<u>積極的格差是正措置として次条に定める行動計画に数値目標を定め、男女間の均衡を図るよう努める。</u></p> <p>(4) 家庭責任をもつ<u>男女が</u>、家庭生活及び職業生活等におけるあらゆる活動を両立できるように必要な支援を行うとともに、あらゆる分野における男女平等社会が実現されるまで、相談業務を行う。</p> <p>(5) <u>男女が互いの性を理解し、真のリプロダクティブ・ヘルス／ライツを理解し、互いに尊重するとともに、対等な関係のもとで、妊娠や出産についても自己決定することができるよう啓発する。</u></p> <p>(6) 男女平等社会の実現に向けた事業等を実施するとともに、市民や事業者が男女平等社会の実現に向けた自立向上を目指す<u>取組みに</u>対して支援をし、また就労を目指す市民に対し積極的に支援をする。</p> <p>(7) 子どもたちが、<u>男女の別なく</u>、持てる能力を十分に伸ばし、将来に向け、社会のどの分野においても活躍できるような教育環境を整える。</p> <p>(8) <u>女性に対するあらゆる暴力の根絶に努め、夫等からの暴力被害を受けたことによる緊急保護の要請が生じた場合は、二次的被害が起きないよう十分配慮するとともに、被害者の身の安全確保を図り、一時的に保護する等の支援等に努め、また<u>男性加害者を暴力の連鎖から解き放つための支援にも努める。</u></u></p>	<p>(3) 積極的格差是正措置の定義 雇用をはじめ政治、経済、教育等の分野で、男女間の格差を是正するため、必要な範囲において男女のいずれか少ない方に対し、当該機会をより多く提供することをいう。（市条例第2条、男女共同参画社会基本法第2条に定義より） 【検討委員会意見】 (3) 男女間の均衡→男女に限らずてもよいのではないか。 (4)*3 (5)*3 (7)*3</p>
		11
		<p>(8) 「女性に対するあらゆる暴力の根絶」は国の主な取組の1つ。また、DV保護法の一時保護等の規定を受けて設けられている条文。 女性に対する暴力の取組も継続しつつ、女性に限らず、対策を講じる意味で、女性に限定した標記を改正する。また、加害者の性別の表記についても削除する。 【検討委員会意見】 ・国の方針はそれとして、市は市の姿勢でよいと思う。男性被害者もいる。被害者が女性の方が多いということだが、少數者を取り残さないためにも、限定しない方がよいのでは。 ・条例の目的である男女格差の是正という観点から変更しないというのも理解できる。 ・男女格差の是正という着眼点を残しつつ、包括的な表現に見えるのはどうか。例えば「女性をはじめとする暴力の根絶」</p>

新	旧	11	ポイント
<u>(パートナーシップ制度)</u> <u>第9条の2 パートナーシップに係る証明の交付を希望する者で、規則で定めるものは、宣誓書その他必要な書類を規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。</u> 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、当該届出によりパートナーシップ宣誓をしたことを証する書類（以下、「証明書」という。）を交付するものとする。 3 事業者等は、その事業活動の中で、市が実施するパートナーシップ制度を尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 4 事業者等は、証明書の提示があったときは、当該証明書に記載されている情報については、当該証明書に記載されているものの意思を十分に確認した上で取り扱う等により、第7条第1項及び第5項の規定を遵守しなければならない。 5 前3項に定めるもののほか、パートナーシップ制度に関し、必要な事項は、規則で定める。 (行動計画) 第10条 市長は、第3条に定める基本理念にのっとり、 <u>第9条及び前条</u> に定める基本施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、あらゆる分野における男女平等社会の実現に向け、具体的なプログラム等を設定した行動計画を策定する。			第9条の2 基本施策として、パートナーシップ制度を追加。 国立市、豊島区参考
		4	4 アウティングの禁止事項の遵守を明記
		5	5 条例の最後(第20条)に、規則への委任について明記されているが、ここでも明記。
	第10条 市長は、第3条に定める基本理念にのっとり、 <u>前条</u> に定める基本施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、あらゆる分野における男女平等社会の実現に向け、具体的なプログラム等を設定した行動計画を策定する。		

新	旧	ポイント
2～4 略 (年次報告) 第11条 略 <u>第4章 苦情等の処理</u> (苦情処理窓口の設置)	2～4 略 (年次報告) 第11条 略 <u>第3章 苦情等の処理</u> (苦情処理窓口の設置)	
第12条 市が実施する男女平等の推進に関する施策等についての苦情又は <u>性別等による</u> 差別による不利益、セクシュアル・ハラスメント若しくは暴力等により人権を侵害された場合における市民からの申出を適切かつ迅速に処理するため、苦情処理窓口を置く。	第12条 市が実施する男女平等の推進に関する施策等についての苦情又は <u>男女</u> 差別による不利益、セクシュアル・ハラスメント若しくは暴力等により人権を侵害された場合における市民からの申出を適切かつ迅速に処理するため、苦情処理窓口を置く。	第12条*2
2～8 略 <u>第5章 日野市男女平等推進委員会</u>	2～8 略 <u>第4章 日野市男女平等推進委員会</u>	
第13条～第19条 略 <u>第6章 雜則</u> (委任)	第13条～第19条 略 <u>第5章 雜則</u> (委任)	
第20条 略 付 則 1、 2 略	第20条 略 付 則 1、 2 略	